

筑波学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、筑波学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

- ①平成 22(2010)年度に改組した経営情報学部が 1 年目にして大幅な定員割れとなったことに関して、平成 26(2014)年 7 月末に同学部の完成年度である平成 25(2013)年度の収容定員の充足状況に関する改善報告書（根拠資料を含む）を提出すること。
- ②理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

建学の精神や大学の基本理念及び使命・目的は、さまざまな手段により学内外に周知させるための努力が図られている。創立者が提唱した「KVA 精神」（知識 ‘Knowledge’、徳性 ‘Virtue’、技術 ‘Art’）に基づく教育目標を学則に明記し、それを実現するための積極的な取組みがなされている。

教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織や施設は整っている。経営情報学部・経営情報学科という 1 学部 1 学科体制に改組され、現在は学年進行中である。教養教育においては、建学の精神の基盤をなす徳性を涵養する目的で総合教養科目群が設置されている。

意思決定機関の組織は適切に整備されており、意思決定過程は明確な役割分担がなされ、連携が図られている。学長と学生との対話集会が定期的に行われている。

教育課程は、2 年次以降 3 系統に分かれるが、初年次教育、専門基礎教育、専門発展教育と積上げ、卒業研究に到達するように工夫がなされている。「徳性の涵養」を目的とする学生の社会参加を促すために実践科目が設けられている。学期ごとに実施される「授業改善のためのアンケート」は、学生が授業に主体的に取り組む姿勢を育むような内容になっており独自性がみられる。

平成 22(2010)年度、改組に伴い定員減を行ったものの、定員確保は達成されていない。法人の経営改善計画の枠組みの中で、学生定員を確保するための努力がなされている。学習支援、学生サービス、就職・進学支援などの体制は整っている。特に、大学が積極的に取り組んでいる社会力育成のための「オン／オフ・キャンパス・プログラム」は効果的に運営されている。

教員の配置については、設置基準に定める教員数は充足されており、年齢構成についても、改組途上にあることを勘案すると概ね妥当である。教員の採用・昇任は「教員選考規

程」に則って運用されている。教員の教育担当時間は、概ね妥当である。FD(Faculty Development)とSD(Staff Development)の連携を図るために「合同研修会」が実施されている。

人事管理面での採用・昇任・異動は、「職員人事基本計画：人材の育成と適正配置」を制定し、「学校法人東京家政学院就業規則」に則って運用されている。職員の資質・能力の向上を図るため、学内外の研修会に参加させている。

平成 21(2009)年度決算の議決に関して手続き上に適切性を欠くところがあるものの、理事会、常勤理事会、評議員会、監事監査は定期的実施されている。管理運営に関わる役員などの選考や採用に関する規程も明確になっており、管理運営体制は適切に機能している。独自の自己点検・評価報告書を作成して全教職員への配付及びホームページへの掲載を行っている。

財務面では、経営改善計画について日本私立学校振興・共済事業団と現在相談を行っているが、蓄積資金を取崩して教育研究活動を維持している状況であるので、平成 22(2010)年度を初年度とする 5 か年計画「学校法人東京家政学院経営改善計画」が達成されることを期待する。外部資金の導入については、科学研究費補助金や資産運用などで努力している。

教育研究環境については、設置基準で定められている教育研究目的の達成に必要な施設は整っている。アメニティも整備され、バリアフリーや緊急時の対応など安全性への配慮もなされている。

社会連携については、地域住民向けに大学施設の開放、諸講座の開講に努めている。また、「公開講座委員会」を設けて、教員の指導のもとに学生による公開講座や県民大学などが行われている。「つくばイノベーション研究企業インターシップ」や「オン／オフ・キャンパス・プログラム」などを通じて学生が種々の社会活動に参加し、大学と地域社会の連携を図っている。

社会的責務については、社会的機関として必要な組織倫理に関する諸規程が整備されている。全学生を対象に危機管理教育が定期的に行われているものの、危機管理に関する規程の整備が望まれる。情報管理については教職員と学生が一体となった運営管理体制ができてきている。

総じて、若干の改善すべき点は見られるものの、建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的に基づいて、教育研究活動、社会連携などにおいては優れた点もあり、今後、参考意見などを踏まえて、更なる質的向上を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念は、学校法人東京家政学院と共有し、その創立者が提唱した「KVA 精神」（知識 ‘Knowledge’、徳性 ‘Virtue’、技術 ‘Art’）を継承しており、21世紀のグローバルな社会人として自立できる素養をもった人材を育成するという教育目標を学則に明記し、その目標を達成させるために学部・学科の教育及び研究が行われている。また、「KVA 精神」の一つである徳性を身に付けさせるために、実践型の「オン／オフ・キャンパス・プログラム」に取り組むことで、実際に地域社会との交流を通して地域社会への貢献の大切さを学生に学ばせている。

学内においては、建学の精神や大学の基本理念及び使命・目的を「学院生活便覧」に掲載し、学生への周知徹底に努めている。更に、毎年10月に開催される「KVA 祭」への積極的な参加を促すことで、学生に「KVA 精神」の趣旨を浸透させている。

学外に対しては、建学の精神や大学の基本理念及び使命・目的は、大学案内、学生募集要項、ホームページ、「後援会だより」などの文字媒体及び学内行事や公開講座などの機会を利用して広く周知を図っている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は1学部のみで教育研究組織であり、平成22(2010)年度に情報メディア学科と国際交流学科を擁する情報コミュニケーション学部(入学定員250人)から、経営情報学部(入学定員200人)に改組され、現在は学年進行中である。経営情報学部は経営情報学科の1学科構成であり、「KVA 精神」のもとに、今日の高度情報化社会に対して経済・経営知識と情報技術の両方を活用し貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

教養教育については、「KVA 精神」の「Virtue」の基盤をなす徳性の涵養のために総合教養科目群が設置され、それらの科目をバランスよく履修するように指導することによって、人間形成のための教養教育を実現している。ただし、その組織上の措置を明示した記述が規程などがない。

部局長会議、教授会、学科会、各委員会などの意思決定過程は明確な役割分担をもとに連携され、教員間の意思疎通も綿密になされている。また、定例化されている学長と学生との対話集会は、学生の要望を直接くみ上げる貴重な試みである。

【参考意見】

- ・教養教育については、その組織上の措置を明示した記述が規程などがないので、規程などによって裏付けられた十分な組織体制を、現在検討中の「共通教育センター構想」で実現し整備されることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

「KVA 精神」を継承した、教育目的及び教育目標が、学則や「学院生活便覧」に明確にうたわれており、平成 22(2010)年に開設された経営情報学部ではそれが更に展開し、4つの教育方針に反映されている。教育課程の編成は、科目構成表に具体化され、「学院生活便覧」やウェブサイトを通して学生が把握できる。特に教育目標の一つ徳性の涵養のため設けられた実践科目において、学生の社会参加を促し、「OCP 推進室」を通じて学外諸団体との交流支援に努めている。

教育課程は、2 年次以降 3 系統に分かれるが、初年次教育、専門基礎教育、専門発展教育と積上げ、卒業研究に到達するように工夫がなされている。年間授業時間数を確保し、単位の認定が適切かつ厳正に行われるよう配慮がなされている。また、学生の単位修得が偏在しないような指導が行われている。

学期ごとに「授業改善のためのアンケート」を実施しており、学生が授業に主体的に取り組む姿勢を育むような内容となっている点で、独自性がみられる。集計結果が各教員に通知されるとともに、それを踏まえて実施される教員研修でも、教育改善に努めている。

【参考意見】

- ・シラバスに成績評価基準や授業計画が明確に示されていない科目が一部にあるので、早急な対応が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

平成 22(2010)年度に経営情報学部改組し定員減を行ったにも関わらず、定員確保は達成されず、充足率は前年度と同様の 5 割程度となっている。そのために、平成 23(2011)年度以降の学生定員確保に対して、全学的体制で一層努力する必要がある。

入試においては、平成 23(2011)年度入試から「セミナー型 AO 入試」や「奨学金付推薦入試」などの新しい制度を導入するとともに、「KVA 精神」を十分に発揮したアドミッションポリシーを、募集単位ごとに期待する人物像として記載し、受験生や高校などに周知させている。

学生への学習支援については、多面的な支援講座・支援体制が整えられている。また、学生サービス体制については、日常的な学生生活、留学生支援、経済的支援、課外活動支援、健康相談、心的支援などを積極的に進めている。教職員と学生との距離が近く、個々の学生の状況や情報を把握できる環境にあり、きめ細かい学生サービスを提供している。

就職・進学支援などの体制については、学生に対するきめ細かな指導やガイダンスを実

施する体制が整えられている。特に、大学が積極的に取り組んでいる社会力育成のための「オン／オフ・キャンパス・プログラム」は、「OCP 推進室」を中心とした実施システムによって効果的に運営されている。

【改善を要する点】

- ・改組して1年目にも関わらず、入学定員を大幅に満たしていない点について、学生定員確保に向けて一層の抜本的な対策を講じるよう改善が必要である。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の年齢構成は、設置基準に照らし、教育課程の遂行に必要な教員数を確保している。

教員の採用・昇任は、教員選考規程によって行われている。原則公募とし、選考委員会も適切に機能している。

教員の勤務体制は、「教育職員勤務規則」によって研修日と出校日が定められ、担当時間数は、概ね適切である。個人研究費以外に、学生数に応じた学科予算が計上され、外部資金の導入の努力も払われている。授業に対する学生の満足度を計測する「授業改善のためのアンケート」が実施され、解析の結果を教員に説明する機会が設けられている。また、学長と学生との直接対話が行われ、学生の要望をくみ上げる仕組みとなっている。

教員と職員との連携を図るために、「FD・SD合同研修会」が実施されている。教員による教育研究の評価については、毎年公開される研究業績調書が作成され、「筑波学院大学紀要」に掲載されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針については、平成 20(2008)年に、「職員人事基本計画：人材の育成と適正配置」を制定し、運用している。また、職員の採用・昇任・異動に伴う規程や人事考課制度は、教育研究活動や学生支援に必要とされる職員の能力開発が進められており、公平な運用と事務組織の機能向上を図っている。

職員の資質・能力の向上については、文部科学省・私学団体などが開催する外部の研修会に参加させ、学内では OJT を中心に研修を実施している。また、研修内容も職務中心から大学経営に視点を当てた研修も行い、教学組織と事務機能が一体となる機構の構築を進めている。そして、法人と大学が、現状認識や学生などに関する問題に速やかに対処する

ためのスキルアップ研修として、年 2 回の集合研修を開催するなど SD(Staff Development)活動に力点を置いた取組みをしている。

大学の教育研究支援については、教員が直面している諸問題を、職員が職員対象の研修会で提起し、職員全体がそれを把握して問題解決を図っており、適切な支援を行う教員と職員の協同体制が機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

平成 21(2009)年度決算の議決に関して手続き上の不適切な面はあるが、法人全体としては、理事会は原則毎月 1 回、常勤理事会は毎月 2 回、評議員会は年 3、4 回、監事監査は学校視察を含めて適切に行われている。また、管理運営に関わる役員などの選考や採用に関する規程も整備されており、大学の目的を果たすべく、大学及びその設置者の管理運営体制は適切に機能している。

管理部門と教学部門の連携は、学長、専務理事、学部長、学生部長、法人事務局長、大学事務局長で構成される「筑波学院大学運営委員会」が連絡調整に当たっている。また、理事会のもとに「東京家政学院改革推進本部」と「将来計画検討委員会」を設置し、管理部門と教学部門の責任者が加わって経営改善に向けた改革に取り組んでおり、適切な連携が図られている。

平成 20(2008)年度に独自の自己点検・評価報告書が作成され、全教職員への配付やホームページへの掲載がなされており、大学運営の改善・向上に努めている。

【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第 46 条に則り、適正な運用を行うよう早急な改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

現在、法人は日本私立学校振興・共済事業団と経営改善計画について相談中であるが、蓄積資金を取崩して、ようやく教育研究活動を維持している状況である。大学は平成 22(2010)年度の改組によっても定員充足率は低位にとどまっており、基本金組入れが行われず、消費支出超過状況が継続している。この状況を改善すべく、広報戦略や高校訪問の強化、志願者への経済支援策の充実などによる学生確保策や、人件費の削減などを骨子と

する大学を含む「学校法人東京家政学院経営改善計画」を策定し、平成 22(2010)年度に 5 年計画に着手した。この計画達成には多大の努力が必要であるが、計画が達成されることを期待する。

財務状況の公開は、ホームページ、学報などによってなされているが、内容説明などを充実させていくことが望まれる。

外部資金の導入は、科学研究費補助金や私立大学等経常費補助金の特別補助金、資産運用などにより努力している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎は、設置基準に定める校地面積を満たしている。校地、運動場、校舎、体育施設など、教育研究目的を達成するための施設設備が設置され、教育目標を達成するための教育環境と快適な学生生活を維持する環境が適切に整備されている。

校舎などの全ての建物は耐震構造となっており建築基準を満たしている。障がい者へのバリアフリーは 1 階を中心に整備され、2 階以上の教室や研究室へ容易に移動ができるように配慮している。安全性に対しては、災害時や緊急を要する事態に備え、校舎の各階の中央に内線電話を配置して、緊急連絡が学生支援課に通報できるよう対応している。また、学内を警備員が巡回し、十分に安全で快適な学内環境を保っている。また、グラウンドには夜間照明を備え、AED（自動体外式除細動器）を設置するなど施設設備の安全が確保されている。

図書館は、教育全般を支援できる図書や視聴覚教材の充実が図られ、学生・教職員の教育研究の支援の場として機能している。また、ICT(Information and Communication Technology)教育の基幹となる情報処理演習室は、学科の専門性に適合した機器の整備が適切に図られ、学生と教職員が教育や学生指導に利用できる情報環境が整備できている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の国際分野、情報分野を生かし、「公開講座委員会」を設けて教員の指導のもとに学生による公開講座や県民大学などにおいて、種々の講座を実施して数多くの地域住民が受講者として参加し、市民の研修の場となっている。また、大学施設の開放も積極的に行い、社会に提供している。

企業や他大学と連携した交流を積極的に行っており、研究奨励金の受託に基づいて企業

との共同研究も実施している。また、「つくばイノベーション研究企業インターンシップ」において、学生が研修へ積極的に参加し、他大学と単位互換協定を締結するなど、適切な関係が構築されている。

「オン／オフ・キャンパス・プログラム」などを通じてさまざまな社会活動に参加し、大学と地域社会の連携をシステム化して、学生の社会力育成に取り組むとともに、海外での国際協力や調査活動を行っている。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「筑波学院大学学則第 1 条」において組織倫理に関して明記され、「筑波学院大学倫理規範」をもとに体制や規程が整備されている。また、「筑波学院大学人権の尊重及びハラスメント防止・対策に関する規則」「筑波学院大学個人情報保護委員会規則」が整備され、大学内外に人権啓発に関わる活動を発信するなど、教育機関として必要な組織倫理を確立し適切に運営されている。

大学では、危機管理に関する規程は未整備であるものの、現在マニュアル作成が検討されている。危機管理運営を行う体制としては、学生に向けた危機管理教育が定期的に全学生を対象に実施され、教職員及び学生への情報管理、アクセス制限を設けた情報伝達など、教職員が一体となった適切な管理運営体制が整備されている。また、防災計画に基づいた避難訓練も毎年実施している。

大学の教育研究の成果を「筑波学院大学紀要」に記載して定期的に刊行している。更に、データベース「CiNii」で論文検索ができ、情報更新を含め教育研究成果を、公正かつ適切に学内外に公開している。情報を開示するに当たり、広報担当者会議で検討した上で情報開示を行っており、公正な広報活動の体制も整備されている。

【参考意見】

- ・危機管理に関する規程・マニュアルが未整備であるため、早急に整備することが望まれる。

